

**科学技術のデュアルユース問題に関する
検討委員会**

概要

委員長：吉倉廣

背景1

委員会設立の直接の切っ掛け

H5N1トリインフルエンザの研究発表公表に関する米国NSABBの公表差し止め判断

デュアルユースに関する問題の始まり

2001年、米国9.11直後の炭疽菌バイオテロ

2002年、米国PATRIOT法制定

- 病原体取り扱い規制がもたらした種々の問題

2004年、OECD Frascatti会合

- 取り扱い細目規制が公衆衛生対策を阻害
- 規制の限界 → 行動規範
- 各国、学術団体がデュアルユースに関わる行動規範を作成

背景2

学術会議の活動

- 2005年、IAP(The global network of Science Academies)のデュアルユースに関する行動規範声明を支持
- 2006年、研究に関する不正事件を切っ掛けに、声明「科学者の行動規範について」を公表
- 2011年、学術フォーラム「生命科学の進展に伴う新たなリスクと科学者の役割」を開催
- 2011年11月科学技術のデュアルユース問題に関する検討委員会設置
- 2012年1~7月、第5回委員会(7月17日)で報告案原則合意

委員会のデュアルユース問題に関する理解(1)

1. 研究者はdual useの問題に関し、社会的な責任がある。
2. デュアルユースは病原体研究に特有な問題ではなく、情報、経済、心理学、工学等、社会科学自然科学の広い分野に関わる問題である。
3. デュアルユースが学術分野に広く関わる事から、本委員会は、特定の分野に限らず、横断的に適用可能な行動規範を検討する。
4. 学術会議がIAP「行動規範」の支持声明をしたことを受け、法と相補的に使う為の「行動規範」を検討する。同時に、関連法規(適宜更新)のリストを作成。
5. 学術会議声明「科学者の行動規範について」が既に発出されていることを確認し、委員会が検討する「行動規範」は、デュアルユース問題について、これを補足する性格のものとする。

委員会のデュアルユース問題に関する理解(2)

6. 問題の切っ掛けが研究成果公表の是非であったので、研究活動の公開性、研究成果の公開性につき、特に注意を払う。
7. 細かい規制は、意図しない問題を起こす。規制と規範を補完的に使いデュアルユース問題に対応する。
8. 学界、産業界、社会は、dual useに関し、技術イノベーションのあり方をも考慮し、透明性を保ちつつ、十分な議論を広める。
9. デュアルユースの議論には、専門性に関わる点が多々あり、横断的な委員会では完全には対処出来ない。学会会議の種々の分野で議論を開始することを提案する。

今後の問題

1. dual useの規制と保健対策、学問の自由、個人の権利等との間にある緊張関係をどう解決するべきか。
2. dual useの問題が提起される中で研究の透明性と公衆の信頼をどう維持したらよいか。アカデミアの義務と責任を改めてどう考えるか。
3. Open innovationの中でdual useの問題をどう取り扱うか。